

足利生まれの江戸の兵学者・思想家松宮観山の延享四年（一七四七）旧暦五月の

自画像賛二篇の解読を通して明らかになること

「介胄束身丹青伝神武侯相懷義戴仁」「這田舎翁書箱蠹虫叨被介胄氣吐白虹戴仁懷義為国欲忠肅顧天眷潜養斯衷

擗散自安何問窮通驢年徒積慚乏織功光陰電駛万事帰空丹青写真以示兒童」という自画像賛の読みと意味

大沼 美雄

Decoding Chinese Poems about Two Self-portraits Drawn by a Military Scholar and Philosopher Kanzan Matsumiya,
from Ashikaga, Tochigi Prefecture, in the Lunar Month of May 1747

Yoshio Ohnuma

Abstract

The purpose of this article was to decode two self-portraits of Chinese poems drawn by a military scholar and philosopher Kanzan Matsumiya from Ashikaga, Tochigi Prefecture in the Lunar Month of May 1747. The decipherment of two Chinese poems written by Kanzan Matsumiya, and his main writings, made it possible to reveal some of his ideas.

Keywords: *Kanzan Matsumiya, Ashikaga, Chinese Poems, Military Scholar*

はじめに

下野国足利郡板倉村（現栃木県足利市板倉町）生まれの江戸の兵学者
・思想家松宮観山（俊仍、貞享三年十月八日・一六八六年十一月二十三

日）安永九年六月二十四日・一七八〇年七月二十五日）には二つの自画像が伝わって来ている。一つは板倉に在住の御子孫のお宅に伝わっているもの、もう一つは『先哲像伝』武林部（国立国会図書館所蔵弘化元年

序写本、第二冊、武林部伝、一下）に収録されているものである。どちらにもいわゆる「画賛」が付いており、「款記」も付いている。その「款記」によれば共に延享四年（一七四七年）の旧暦五月のもの、観山六十二歳の時のものであることがわかる。「画賛」はどちらも（01）四言詩であり、松宮観山が自ら筆を執って描いた自画像に松宮観山が自ら作って書き込んだ「自画像賛」である。なお、板倉に在任の御子孫のお宅に伝わっている自画像賛は「介胄束身」で始まっており、『先哲像伝』に収録されている自画像賛は「這田舎翁」で始まっている。それで本稿では前者を「介胄束身」詩、後者は「這田舎翁」詩と称することにする。

今回はこの自画像賛二篇の解説を試みてみたい。

本稿は全二章からなる。第一章は「介胄束身」詩についての解説、第二章は「這田舎翁」詩についての解説である。

第一章は全七節からなる。第一節の「介胄束身詩（釈文）」では、「介胄束身」詩及び款記を実際に自画像に書かれている文字を字体を常用漢字の字体に統一した上で、文字の位置や改行箇所もそのままに実際に自画像に書き込まれている通りの形式で掲載した。また、第二節の「介胄束身詩（白文）」では、「介胄束身」詩及び款記を本誌の形式に従い縦二段組二十一行、行毎に三十二字で掲載した。また、第三節の「介胄束身詩」に於ける押韻）では、「介胄束身」詩に見える押韻について記述した。また、第四節の「介胄束身詩（句読点・返り点付き

文）」では、「介胄束身」詩及び款記に句読点と返り点を付けてみた。また、第五節の「介胄束身詩（書き下し文）」では、「介胄束身」詩及び款記を書き下し文にしてみた。（なお、仮名遣いはいわゆる旧仮名遣いに統一した。）また、第六節の「語句解説」では、「介胄束身」詩及び款記の中に見える解説を要すると思われる語句について解説を施した。また、第七節の「介胄束身詩（口語訳）」では、「介胄束身」詩及び款記を口語体の文章に書き改めてみた。

また、第二章は全六節からなる。「這田舎翁」詩は『先哲像伝』中ではその直後に款記が付けられているが、実はその直前にも恐らくは『先哲像伝』の編者の撰文になるものと思われる詞書きのような文章（以下、本稿ではこれを「詞書き」と称することにする。）が付けられている。また、『先哲像伝』中では「這田舎翁」詩に既に訓点が付けれられている。付けられている訓点は貴重で解説をして行くに当たっては非常に参考になるものではあるが、ここは一旦白紙の状態に戻した上で解説を進めて行こうと考えた。そこで第一節の「這田舎翁詩（白文）」では、「這田舎翁」詩について、付けられていた訓点をすべて一旦除去していわゆる白文体にし、字体を常用漢字の字体に統一した上で、本誌の形式に従い縦二段組二十一行、行毎に三十二字で掲載した。なお、款記や詞書きも併せて掲載した。また、第二節の「這田舎翁詩」に於ける押韻）では、「這田舎翁」詩に見える押韻について記述した。また、第三節の「這田舎翁詩（句読点・返り点付き文）」では、既に付けられていた訓点のう

ちの返り点を参考にしながら「這田舎翁」詩に句読点と返り点を付けてみた。なお、款記や詞書きにも句読点と返り点を付けてみた。また、第四節の「這田舎翁詩（書き下し文）」では、既に付けられていた訓点のうちを送り仮名・読み仮名を参考にしながら「這田舎翁」詩及び款記を書き下し文にしてみた。なお、詞書きについてはカタカナ書きの部分をひらがな書きとし、すべての漢字に読み仮名を付けてみた。（なお、仮名遣いはいわゆる旧仮名遣いに統一した。）また、第五節の「語句解説」では、「詞書き」・「這田舎翁」詩・款記の中に見える解説を要すと思われる語句について解説を施した。また、第六節の「這田舎翁詩（口語訳）」では、詞書き・「這田舎翁」詩及び款記を口語体の文章に書き改めてみた。

なお、本稿の末尾には「〔附録Ⅰ〕」として『武士道叢書』「中巻」一五五頁・一五六頁に見える松宮觀山の略伝を全文掲載した。また、「〔附録Ⅱ〕」として『國學院雜誌』第三十六卷第十二号（國學院大學開設四十年記念号・昭和五年十二月号）に発表された堀維孝の「堀少公の稿せる松宮觀山略伝」の中から特に松宮觀山の伝に当たる部分を抜粋して掲載した。また、「〔附録Ⅲ〕」として「觀山松宮俊仍先生自画像之像 一幅」と題されて『松宮觀山集』「第一卷」の巻頭に掲載されている板倉に在住の御子孫のお宅に伝わった松宮觀山の自画像についての伊藤武雄による解説文を全文掲載した。

本稿により「介冑束身」詩と「這田舎翁」詩という松宮觀山が自ら作

詩した自画像賛二篇についての私なりの読み方を明らかにすることができれば、また「這田舎翁」詩に付けられている「詞書き」の意味を明らかにすることができれば、またそれらの解説を通して松宮觀山という人の人となりの一端を明らかにすることができれば、また『三教要論』や『学論』といった松宮觀山の主な著作を通してその思想哲学の一端等を浮き彫りにすることなどができれば幸いである。

第一章 「介冑束身」詩についての注解

一、「介冑束身詩（釈文）」

介冑束身丹青伝

神武威体相懐

義戴仁

丁卯仲夏菅俊仍六十二歳自画并題

二、「介冑束身詩（白文）」

介冑束身丹青伝神武威体相懐義戴仁

丁卯仲夏菅俊仍六十二歳自画并題

三、「介冑束身詩」に於ける押韻

上から八字目の「神」と十六字目の「仁」はともに上平声十一真。つ

まり、「神」と「仁」の二字で押韻がなされているということである。なお、現代中国語（北京語）で読んでも「神」は「shen」（シェン）、「仁」は「ren」（レン）となり、押韻が確認できる。

四、「介胄束身詩（句読点・返り点付き文）」

介胄束身、丹青伝神。武威体相、懐義戴仁。

丁卯仲夏、菅俊仍六十二歳自画。并題。

五、「介胄束身詩（書き下し文）」

介胄もて身を束ね、丹青もて神を伝ふ。武威もて相を体し、義を懐いて仁を戴く。

丁卯仲夏、菅俊仍六十二歳自ら画す。題并せたり。

六、語句解説

【介胄】鎧や兜のこと。「介」は鎧。「胄」は兜である。ただし、我が

国では誤って「胄」を鎧という意味で用いる（02）ことがある。

【丹青】絵画。色彩画のことである。

【体相】「らしき（らしい見た目）を身に付ける」という意味である。

なお、『易経』乾卦、文言伝（新釈漢文大系本、上冊、一一三頁）には「君子体仁」（君子は仁を体して）とある。「立派な人間は「仁」の徳を我が身にしっかりと身に付けて」という意味である。

【懐義戴仁】「「義」の徳（すなわち「正義を愛する心」）を心の中

に抱き、「仁」の徳（すなわち「人を思いやる心」）を尊び、そ

れを頭の上におし戴（いて強）く（生きている）。」という意味

である。なお、ここは『礼記』儒行篇（十三経注疏本、九七六頁。

新釈漢文大系本、下冊、九〇二頁・九〇三頁）に「儒有下忠信以為

甲冑、礼義以為干櫓、戴仁而行、抱義而処、雖有暴政、不

上更其所。其自立有如此者。」（儒に、忠信以て甲冑と為し、

礼義以て干櫓と為し、仁を戴きて行き、義を抱きて処り、暴政有

りと雖も、其の所を更へざる有り。其の自立此の如き者有り。）

とある中の「戴仁而行、抱義而処」（仁を戴きて行き、義を抱

きて処る）を踏まえている。

【丁卯】「（延享四年・一七四七年）丁卯（の年）」ということであ

る。

【仲夏】仲夏。旧暦五月のことである。

【菅】「菅原氏」という意味である。なお、松宮氏は元々は菅原氏

（03）であった。

【自画并題】「自ら画す。題并せたり。」と訓読して、「自分で自分

を描いたもの。（また、それに加えて）それを題材にした詩（す

なわち自画像賛も作詩し、それ）も書き加えてみた。」と解釈して

みた。なお、「并題。」（題并せたり。）は「并びに

（並）と訓読して、「（また、それに）付け加えて「題画詩

(も)と解釈することも可能である。なお、江戸時代の学者契沖(一六四〇年〜一七〇一年)の説によれば、「并^レ題。」(題^だ并^あせたり。)という読み方は菅原家流の読み方、「并^な題。」(并^なびに題^だい。)という読み方は大江家流の読み方であったということである。

七、「介胄束身詩(口語訳)」

鎧や兜(を身に付けること)でもって自分を堅く縛^いめ、色彩画(を描くこと)でもって、(我が)精神を(後世に)伝える。武士としての威厳(を保つこと)でもって、武士らしさ(いかにも武士らしい見た目)を身に付け、「義」の徳(、すなわち「正義を愛する心」)を心の中に抱^{いだ}き、「仁」の徳(、すなわち「人を思いやる心」)を尊^たび、それ(れ)を頭の上におし戴^いて強^く(生きている)。(私、松宮観山とはそのような人物である。)

(延享四年・一七四七年) 丁卯^{ひのと}(の年)の旧暦五月、(松宮旧貫)菅原俊仍^{すがわらのとしつぐ}が(数え年)六十二歳で自分で自分を描いたもの。(また、それに加えて)それを題材にした詩(、すなわち自画像賛も作詩し、それ)も書き加えてみた。

第二章 「這田舎翁」詩についての注解

一、「這田舎翁詩(白文)」

○此肖像ハ観山自画の寿像にて専門の画工もたやすく及バぬ運筆なり原図は被甲の形なり憚事あれば今面目を存して新に服を替るのミ図上に自題の語あり細画著色目を驚すばかりなり其賛に云く

這田舎翁書箱蠹虫叨被介胄氣吐白虹戴仁懷義為国欲忠肅顧天眷潛養斯衷樗散自安何問窮通驢年徒積慚乏織功光陰電駛万事帰空丹青写真以示兒童

延享丁卯五月東野逸叟菅俊仍旧貫父自画并題

二、「這田舎翁詩」に於ける押韻

上から八字目の「虫」と十六字目の「虹」と二十四字目の「忠」と三十二字目の「衷」と四十字目の「通」と四十八字目の「功」と五十六字目の「空」と六十四字目の「童」は上平声一東。つまり、「虫」と「虹」と「忠」と「衷」と「通」と「功」と「空」と「童」の八字で押韻がなされているということである。なお、現代中国語(北京語)で読んでも「虫」は「chóng」(チョン)、「虹」は「hóng」(ホン)となり、「忠」は「zhōng」(チョン)となり、「通」は「tōng」(トン)となり、「功」は「gōng」(ゴン)となり、「空」は「kōng」(コン)となり、「童」は「tóng」(トン)となり、押韻が確認できる。

三、「這田舎翁詩（句読点・返り点付き文）」

○此肖像ハ、觀山自画の寿像にて、専門の画工も、たやすく及ばぬ運筆なり。原図は被甲の形なり。憚事あれば、今面目を存して新に服を替るのミ。図上に自題の語あり。細画着色、目を驚すばかりなり。其賛に云く、

這田舎翁、書箱蠹虫。叨被_レ介冑、氣吐_三白虹_一。戴_レ仁懷_レ義、為_レ國欲_レ忠。肅顧_三天眷_一、潛養_三斯衷_一。樗散自安。何問_三窮通_一。驢年徒積、慚_レ乏_三織功_一。光陰電駛、万事帰_レ空。丹青写_レ真、以示_三兒童_一。

延享丁卯五月、東野逸叟菅俊仍旧貫、父自画。并_レ題。

四、「這田舎翁詩（書き下し文）」

○此肖像は、觀山自画の寿像にて、専門の画工も、たやすく及ばぬ運筆なり。原図は被甲の形なり。憚事あれば、今面目を存して新に服を替るのみ。図上に自題の語あり。細画着色、目を驚すばかりなり。其賛に云く、

這の田舎の翁は、書箱の蠹虫。叨に介冑を被、氣白虹を吐く。仁を戴きて義を懷き、國の為に忠を欲す。肅みて天眷を顧みて、潜かに斯の衷を養ふ。樗散自ら安んず。何ぞ窮通を問はん。驢年徒に積みて、織功に乏しきを慚づ。光陰電のごと駛せ、万事空に帰す。丹青もて真を写して、以て兒童に示す。

延享丁卯五月、東野の逸叟菅俊仍旧貫、父として自ら画す。

題并せたり。

五、語句解説

【寿像】寿像。「その人間が生きているうちに描いておく像」「その人間が生きているうちに描いておいた像」ということである。

【被甲】「甲冑を身に付けた」ということである。

【憚事あれば】「何かと差し支えがあつたので、」ということである。

ただ、「憚事」（差し支え）が具体的に何を指す言葉であるかは不明である。だが、恐らくここは「幕府や藩にお仕えする正式な武士ではないただの学者身分の者が、武士の格好をしていることには何かと差し支えがあつたので」という意味ではあるまいかと思われる。また、「憚事」（差し支え）は後出の「叨」という言葉とも関係して来る。なお、「觀山松宮俊仍先生自画自題之像 一幅」と題されて『松宮觀山集』【第一卷】の巻頭に掲載されている板倉に在住の御子孫のお宅に伝わった松宮觀山の自画像についての伊藤武雄による解説文（『附録Ⅲ』参照）の中には「鎧甲を着用したる画像は徳川時代の学者の画像として希なる所なり於是所謂学者外に存する先生の本領を窺ふべし」という記述がある。

【面目】「顔」「容貌」という意味である。なお、「名譽」といった意味もある。また、『日葡辞書』によれば、「顔」「容貌」という意味の時には「めんもく」、「名譽」という意味の時には「めんぼ

く」という発音になるということ(05)である。

【這】「これ」「この」という意味である。なお、この語を「こ」と読む用例は『近思録』論学の中に(06)見える。

【書箱蠹虫】「(07) (書物ばかり読み耽っている)本箱の中の紙魚」ということである。なお、「蠹虫」には「書物を切り売りしてそれで食いつないでいる駄目な息子」という意味もあるが、ここではそのような意味(08)ではない。

【叨】「もったいなくも」「畏れ多くも」「身分不相応にも」という意味である。なお、ここは前出の「憚事」と併せてその意味を考えるべきである。

【白虹】「白い虹のような気」ということである。ただ、それが何であるかということについては二つの解釈が成り立つ。一つは「古来、君子に尊ばれる存在であった玉ぎよく、その玉が発する白い虹のような気で天の徳を連想させるもの」(09)という意味。もう一つは「白い虹のような気で武器を連想させるもの」という意味、ただこれは「その武器を取って反乱を起こし、主君を打倒する」(10)という意味を伴う。それでここでは前者の意味に解釈しておいた。

【戴仁懷義】「「仁」の徳と、すなわち「人を思いやる心」を尊たつとび、それをを頭の上におし戴いて強く生き、「義」の徳と、すなわち「正義を愛する心」を心の中に抱いだいて、」という意味である。

【天眷】「天からの恵み」「天に目を掛けてもらって来ていたこと」

「天に目を掛けてもらい、助けてもらいって来ていたこと」ということである。なお、この語の用例は『書経』大禹謨篇の中や『書経』微子之命篇の中に(11)見える。

【樗散】「何の役にも立たない役立たず」という意味である。なお、この語は「樗櫟散木」の略語である。また、この語の用例は菅原道真の「早霜」詩の中などに(12)見える。

【何問窮通】「貧困にに喘ぐような生活を送るか、はたまた立身出世をを果たして恵まれた生活を送るかなどといったことについては何も問題にする気は無い。」という意味である。なお、「窮通」の用例は『莊子』讓王篇の中に(13)見える。

【驢年】「驢馬が年を取るようにただ無駄に」という意味である。なお、この語は「驢年犬日」の略語である。「驢馬や犬がただ無駄に年月を過ごして行くように」ということである。

【慚乏織功】意味不明。ここでは「僅かばかりの業績にさえ不足を感じていることを恥づかしく思っている。」と解釈してみた。なお、『先哲像伝』には「慚クハ」とある。「慚」の下に「クハ」という送り仮名が付いている。『先哲像伝』の編者は「慚クハは」と訓読して「僅かの時間」とか「たちまち」といったような意味に解釈したのであるが、「慚」は「暫」とは別字であるので、そのような訓読や解釈はここではしなかった。また、「功」を「巧」と解釈し、「巧」に置き換えて、「織巧」というよく使われる言葉にして

しまうことも考えられた。ただ、それはできなかった。「巧」は上声十八巧で韻が合わなくなるからである。

【光陰】「月日」という意味である。

【電】「稲妻」という意味である。

【児童】「子供」という意味である。ただ、具体的に誰を指す言葉であるかはわからない。松宮観山には(14)上野姓の妻がおり、その妻との間に男子二人の息子と一人の娘がいたということである。また、観山の後を継いだのは息子の俊英(15)(子僑、柳条、麟亭、左次馬、左司馬。享保五年四月十二日・一七二〇年五月十八日)宝暦六年八月七日・一七五六年九月一日)であるが、この俊英はこの時点で二十七歳、とても「児童」(子供)とは呼べない年齢に達していたことがわかるからである。それで、本稿では「子供たち」と訳しておいた。

【東野】「東野」「東毛野」「東部毛野」「毛野東部」、つまり下野国ということである。

【逸叟】「世を逃れた老人」ということである。

【父】意味不明。そのまま「父」と訳してもかまわないが、本稿では「人の親」と訳しておいた。

六、「這田舎翁詩(口語訳)」

この肖像画は、観山が自ら(筆を執って)描いた寿像(すなわち、そ

の人間が生きているうちに描いておいた画像)であって、専門の絵師でも、簡単にはかなわないぐらいの(優れた)筆の運びが見て取れる。元々の図では甲冑を身に付けた形態を取っていた。ただ、何かと差し支えがあったので、今は顔の部分だけを元のまま残して、(甲冑の部分については)新しく服を着せ替えてみた。図の上部には観山自らが題した言葉(すなわち、画賛)が書き込まれている。こと細かな描き方・着色の仕方(など)、(見る人の)目を驚かさずばかり(の出来映え)である。その画賛(自画像賛)は以下の通りである。

この田舎のお爺さんは、書物ばかり読み耽っている本箱の中の紙魚しみのような存在である。(そんな自分は)身分不相応にも鎧や兜を身に付け、呼吸する中で、口から白い虹のような気を吐き出している。(自分は)「仁」の徳(、すなわち「人を思いやる心」を尊たつとび、それ)を頭の上におし戴い(いて強く生)き、「義」の徳(、すなわち「正義を愛する心」)を心の中に抱いだいて、(愛する)国家の為に忠義を尽くそうと考えている。(自分は今、)しっかりと身を引き締め、(今まで)天に目を掛けてもら(い、助けてもら)って来ていたことを振り返り、そつとこの(自分の)真心を育てている。(自分は自分自身を)何の役にも立たない役立たずであると捉え、それに甘んじている。貧困(に喘ぐような生活を送る)か(、はたまた)立身出世(を果たして恵まれた生活を送る)かなどといったことについては何も問題にする気は無い。驢馬が年を取るように(ただ無駄に)年を重ね、(今では、今までの歩みの中

で挙げて来た) 僅かばかりの業績にさえ不足を感じていることを恥ずかしく思っている。月日はまるで稲妻のように走り去り、すべての物事は(本来の姿、つまり) 空に戻って行く。(それで) 色彩画(を描くこと)でもって(今現在の自分の) 真の姿形を描写して、そうして子供たちに訓示しておくのである。

延享(四年) 丁卯(の年)の旧暦五月、下野国生まれの世を逃れた老人菅原俊仍(松宮) 旧貫が、人の親として自分で自分を描いたもの。(また、それに加えて) それを題材にした詩(、すなわち自画像賛も作詩し、それ)も書き加えてみた。

終わりに

足利板倉生まれの江戸の兵学者・思想家松宮観山の自画像賛二篇についての私の読みは以上の通りである。

ここでは三つのことを述べて本稿の結びとしたい。

一つ目は松宮観山の自画像賛に共通して見える「懷義戴仁」(「這田舍翁詩」では「戴仁懷義」という句、それを含む『礼記』儒行第四十一の一節についてである。『論語』子罕第九に「子曰、吾自衛反レ魯、然後樂正、雅頌各得二其所。」(子曰く、吾衛より魯に反りて、然る後に樂正しく、雅頌各々其の所を得たり。)とある。後漢の鄭玄(一二七年〜二〇〇年)や南宋の朱熹(一一三〇年〜一二〇〇年)の説に(16)よれば、衛の国に外出していた孔子が祖国魯の国に戻ったのは魯

の哀公十一年(紀元前四八四年)の冬ということになるが、『礼記』儒行篇が編まれたのは唐の陸徳明(五五六年〜六二七年)の『經典釈文』礼記音義、四(四部叢刊本、二二二頁)に「儒行之作、蓋孔子自レ衛初反レ魯之時也。」(儒行の作らるるは、蓋し孔子衛より初めて魯に反るの時なり。)とある通り、まさにその時であるとされて来た。また、唐の孔穎達(五七四年〜六四八年)の疏(『礼記注疏』十三經注疏本、芸文印書館本、九七四頁)に

案、鄭目錄云、名曰二儒行者、以下其記中有二道德二者所上レ行也。

(案ずるに、鄭の目錄に云ふ、名づけて儒行と曰ふ者は、其の道德有る者の行ふ所を記すを以てなり。)

とあるが、ここに引用されている鄭玄の『目錄』(『三礼目錄』)の(17)逸文によれば、「儒行」という篇名は立派な道德を備えた儒者、その行動を記録したという所から付けられたということである。孔穎達の疏(『礼記注疏』十三經注疏本、芸文印書館本、九七五頁)に

夫子自レ衛反レ魯、哀公館ニ於孔子、問以二儒行之事。記者録レ之以為

二儒行之篇。孔子説レ儒凡十七條。

(夫子衛より魯に反るや、哀公孔子を館し、問ふに儒行の事を以てす。記者之を録して以て儒行の篇を為る。孔子儒を説くこと凡て十七條なり。)

とあるのによれば、魯の哀公(姬将、紀元前五二二年〜紀元前四六八年)は帰国した孔子に宿を提供し、孔子に儒者とはどのような者達か、

儒者の中にはどのような行動を取っている者達がいるのかといったようなことを質問した。孔子はそれにつぶさに回答した。記録官はそれをものまま記録した。そしてそれが全十七条から成る『礼記』儒行篇になった、ということになる。

第一章第六節の「語句解説」の中でも掲げたが、「懐義戴仁」（「戴仁懐義」という句を含む『礼記』儒行篇の一節は改めてその全文を掲げれば次の通りである。

儒有_下忠信以為_二甲冑_一、礼義以為_二干櫓_一、戴_レ仁而行、抱_レ義而処、雖_レ有_二暴政_一、不_上更_二其所_一。其自立有_二如_レ此者_一。

（儒に、忠信以て甲冑と為し、礼義以て干櫓と為し、仁を戴きて行き、義を抱きて処り、暴政有りと雖も、其の所を更へざる有り。其の自立此の如き者有り。）

これは『礼記』儒行篇全十七条の中ではその第七条目ということになるが、これを

甲冑干櫓所_三以禦_二其患難_一。儒者以_二忠信礼義_一亦禦_二其患難_一。謂_下有_二忠信礼義_一、則人不_中敢侵侮_上也。戴_レ仁而行、仁之盛。抱_レ義而処、義不_レ離_二身。雖_レ有_二暴政_一不_レ更_二其所_一者、更改也。不_レ改_二其志操_一、迥然自成立也。

（甲冑干櫓は其の患難を禦ぐ所以なり。儒者も忠信礼義を以て亦た其の患難を禦ぐ。忠信礼義有れば、則ち人敢て侵侮せざるを謂ふなり。仁を戴きて行けば、仁之れ盛んなり。義を抱きて

処れば、義身を離れず。暴政有りと雖も、其の所を更へざる者、更は改むるなり。其の志操を改めず、迥然として自ら成立するなり。）

という孔穎達の疏（『礼記注疏』十三経注疏本、芸文印書館本、九七六頁）を踏まえて解釈すると、「武人にとつて鎧かぶとや盾は我が身に降り掛かつて来る災難や心配事を撥ねつけるための物である。それと同じように儒者にとつては忠信（18）（すなわち、己の誠を尽くすことと己の中に在る誠でもつて勝負すること）や礼義はこれまた我が身に降り掛かつて来る災難や心配事を撥ねつけるための物である。忠信や礼義はなぜそういうものになり得るのか。それは忠信や礼義さえしつかりと備えていれば、人は他から侵されたり侮られたりするということは無いからである。それで儒者の中には忠信を鎧かぶとし、礼義を盾として生きて行こうとする人が出て来るのである。「仁」の徳（すなわち「人を思いやる心」を尊び、それ）を頭の上におし戴（いて強）く（生きて）行けば、「仁」の徳（すなわち「人を思いやる心」）は益々盛んになる。「義」の徳（すなわち「正義を愛する心」）を心の中に抱いていれば、「義」の徳（すなわち「正義を愛する心」）は我が身からくつついて離れなくなる。忠信・仁義、それらによってそのような強い人間になることができたならば、たとえとんでもない政治が行われるような時代が到来しても、自分の節操を曲げること無く、そういったものから超越して独立して生きることができるといえるものである。」

となる。

なお、『礼記』儒行篇全十七条の中の第七条目については孔穎達以外にも様々な学者が注を書いている。例えば南宋の衛湜の『礼記集説』巻第一四七（『通志堂経解』漢京文化事業有限公司本、第三十二冊、一八六三一頁）の中には、

藍田呂氏曰、儒者剛毅而不_レ可_レ奪。則所_レ得_二於天_一者、可_レ得_レ而保_一者也。仁義忠信有_レ礼、皆天之所_レ授也。忠信則不_レ欺。不_レ欺者人亦莫_二之欺_一也。有_レ礼者敬_レ人。敬_レ人者人亦莫_二之侮_一也。忠信礼義所_二以禦_一二人之欺侮_一。猶_二甲冑干櫓可_二以捍_レ患也。行則尊_レ仁、居則守_レ義

所_二以自信_一也。篤雖_二暴政加_レ之、有_レ所_レ不_レ変也。自立之至者也。（藍田呂氏曰く、儒者は剛毅にして奪ふ可からず。則ち天より得る所の者は、得て保つ可き者なり。仁義忠信礼有るは、皆天の授くる所なり。忠信あれば則ち欺かず。欺かざる者は人も亦た之を欺くこと莫きなり。礼有る者は人を敬ふ。人を敬ふ者は人も亦た之を侮ること莫きなり。忠信礼義は人の欺侮を禦ぐ所以なり。猶ほ甲冑干櫓の以て患を捍ぐ可きがごときなり。行けば則ち仁を尊び、居れば則ち義を守る。自ら信ずる所以なり。篤く暴政之に加はると雖も、変はらざる所有るなり。自立の至る者なり。）

とある。これは北宋の呂大臨（藍田、一〇四二年～一〇九〇年）の注である。なお、この中の「儒者剛毅而不_レ可_レ奪。」（儒者は剛毅にして奪

ふ可からず。）とは「儒者とはしつかりとじていて何物にも動じない者ということだ。」ということであり、「仁義忠信有_レ礼、皆天之所_レ授也。」（仁義忠信礼有るは、皆天の授くる所なり。）とは「儒者が備えている仁・義・忠信・礼は実はみんな天からいただいたものなのだ。」ということである。また、『礼記集説』巻第一四七（『通志堂経解』漢京文化事業有限公司本、第三十二冊、一八六三一頁）の中には、

山陰陸氏曰、忠信以為_二甲冑_一、所謂忠信為_レ周、是也。（山陰の陸氏曰く、忠信以て甲冑と為すは所謂忠信を周と為すと、是れなり。）

ともある。これは北宋の陸佃（浙江省山陰の人。一〇四二年～一一〇二年）の注である。なお、この中の「忠信為_レ周」（忠信を周と為す）は『国語』魯語下に見える言葉（19）である。また、『礼記集説』巻第一四七（『通志堂経解』漢京文化事業有限公司本、第三十二冊、一八六三一頁）の中には、

石林葉氏曰、甲冑者自防之器。忠有_二諸中_一、信有_二諸己_一、亦以自防也。干櫓敵_レ人之器。礼以区别、義以裁制、亦所_二以敵_レ人也。仁為_二天下之表_一、故戴而行。義為_二天下之制_一、故抱而処。

（石林葉氏曰く、甲冑は自ら防ぐの器なり。忠中に有り、信己に有れば、亦た以て自ら防ぐなり。干櫓は人に敵するの器なり。礼以て区別し、義以て裁制すれば、亦た人に敵する所以なり。仁は天下の表為り、故に戴きて行く。義は天下の制為り、故に抱

きて処る。)

ともある。これは宋の葉夢得(石林と号す。一〇七七年〜一一四八年)の注である。なお、この中の「仁為天下之表、義為天下之制」。(仁は天下の表為り、義は天下の制為り。)は『礼記』表記篇の中の一節に(20)よっている。葉氏は『礼記』儒行篇に見える「戴仁而行、抱義而処。」という句を『礼記』表記篇に見える「仁為天下之表、義為天下之制。」という句と関連付けて解釈しているのである。

武人とは何か。儒者とは何か。武人が大切にしていた鎧やかぶと・盾とは何か。儒者が大切にしていた忠信・仁義とは何か。また、こういったことについて松宮観山がどのような見解を抱いていたか。それを窺う上では、『礼記』儒行篇全七条の中の第七条目、また孔穎達の疏、及び呂大臨・陸佃・葉夢徳の注は大いに参考になると思われる。特に孔穎達の疏と呂大臨の注は参考になる。それは前者はいわゆる古疏、後者はいわゆる新注である元の陳澧(可大、一二六〇年〜一三四一年)の『礼記集説』巻第十(北京中国書店本、中冊、三二〇頁)にも引用されているものでもあるからである。

二つ目は松宮観山について基礎史料が連続と刊行されて行ったこと・松宮観山についての研究史の概略、そしてそれらを踏まえて私なりに綴って見た松宮観山の略伝である。

松宮観山は先ず何よりも北条流兵学の大成者であった。また、その学問・思想においては山鹿素行・熊沢蕃山・伊藤仁斎・荻生徂徠、そうい

った近世前期の超一流の学者・思想家たちのそれと比べても何の遜色も無いほどの内容を持った非常に優れた学者・思想家であった。しかし、非常に長い間殆ど取り上げられずに来た。素行や蕃山、仁斎・徂徠、そういった人たちと比べると殆ど全く無名のままに生きていたと言ってもよい。そんな松宮観山にも取り上げられる時が来た。明治三十八年、井上哲次郎・有馬祐政編の『武士道叢書』上中下全三巻が刊行されたが、その中巻に松宮観山の「学論」の抜粋が「学論抄録」として収録され、その略伝(「附録I」参照)と共に世に出たのである。また、昭和二年から昭和十三年まで関儀一郎編の『日本儒林叢書』が続々と刊行されて行ったが、その中に松宮観山の「学論」「学論二編」「学派弁解」「三教要論」が収録され、その続編に「続三教要論」が収録され世に出たのである。また、昭和十年には『松宮観山集』第一巻が刊行され、昭和十一年には『松宮観山集』第二巻が刊行され、昭和十三年には『松宮観山集』第三巻が刊行され、昭和十六年には『松宮観山集』第四巻が刊行された。このようにして松宮観山研究の基本史料は明治の三十八年から大東亜戦争の開戦前夜にかけて次第に整えられて行った。松宮観山の著作の一部は儒学の研究者たち、とりわけ日本思想史学の研究者たちの目に容易に留まり易くなったのである。なお、大正七年には遠藤利貞の『日本数学史』が刊行されたが、その中に松宮観山、またその著書の『分度余術』が紹介された。これにより、松宮観山やその遺著『分度余術』は数学者達の中でも少しは知られるようになった。ただ、著作の一

部が活字になって世に出ても、数学史の中で紹介されても松宮観山自身については殆ど知られていなかったといつてよい。それは例えば、『日本数学史』二五九頁・二六〇頁に「松宮俊仍、観ト称シ、寛山ト号ス。

江戸ノ儒者ナリ。」とあることから明らかである。明治三十八年に刊行された『武士道叢書』中巻の中に掲載された松宮観山の略伝の中に既に「下野の人、くく、後江戸に居住す、」とあったのにもかかわらず、

『日本数学史』はただ江戸の儒者としていた。また、「観山」を「寛山」としていたのである。なお、昭和になってから刊行された『日本儒林叢書』「第五巻・解説部一」例言、十二頁にも「観山は名は俊仍、主鈴と号す。江戸の人なり。」とある。ここでも江戸の人とされていた。

松宮観山を指して江戸の儒者、江戸の人と称することはあまりにも簡単に過ぎる。松宮観山が江戸の人であったことは確かではあるのだが、正確に言えば、途中から江戸の人になったのであったので、生まれは下野国足利郡、十四歳までは同郡の板倉村の人であった。そういった所を省略した記述は昭和になってもまだ一部でなされていたのである。

大正十二年三月、國學院大學の河野省三が「松宮観山の士鑑用法直旨鈔」を『國學院雑誌』第二十九卷第三号に発表した。北条氏長が著した『士鑑用法』、それに詳しい註釈を付けた松宮観山の『士鑑用法直旨

鈔』、それを偶然手に入れた河野は、大正十一年の國學院大學の夏季講習会で同大学の学生達にそれを披露、またその本文の一部を「松宮観山の士鑑用法直旨鈔」の中に長々と引用、「愚や野之下州足利郡板倉郷の

産」と引用し、松宮観山が下野国足利郡板倉村の人であったことなどを初めて公にしたのである。また、大正十二年六月には法学士の伊藤武雄

が「松宮観山の著書に就て（説林）」を『國學院雑誌』第二十九卷第六号に発表した。その中で伊藤武雄はそれまで殆ど無名のままに来ていた松宮観山について「松宮観山は余をして言はしむれば徳川三百年間に輩出した先覺的人物の中に第一に数へらるべき人で仁齋徂徠の学識も或は観山に比しては遜色あるが如く感ぜられる。」と述べて、徳川三百年間

に現れた先輩学者たちの中ではそのトップに位置付けられるべき人であったとし、仁齋や徂徠の学識も観山のそれに比べれば或いは遜色があるのではなからうかとまで自分自身感じていることを明らかにした。また、

昭和四年一月には河野省三が「松宮観山と高弟」を『國學院雑誌』第三十五卷第一号に発表した。また、昭和五年十二月には広島高等師範学校の堀維孝が「堀少公の稿せる松宮観山略伝」を『國學院雑誌』第三十六卷第十二号に発表した。長年松宮観山に親炙し厚い眷遇を受けた堀少公（季雄、平大夫）が著した『日枝折』全六十一巻、その中の第四十二巻

目に堀少公の手に成る松宮観山の略伝（「附録Ⅱ」参照）を発見した堀少公の末裔の堀維孝は、その本文を「堀少公の稿せる松宮観山略伝」の中に長々と引用、「観山先生名は俊仍字は旧貫観山は其号也、或は観梅道人と物に書付給へる事も有き。下野足利郡養命山の修験金剛院権大僧都俊恵といへる人の子にて、母は前原氏なり。」と引用し、松宮観山が下野国足利郡（板倉村）の養命山の修験金剛院の権大僧都俊恵の子であ

ったことなどを初めて公にしたのである。また、昭和十年三月には『松宮観山集』第一巻が刊行され、そのグラビアページには足利の板倉に在住の子孫のお宅に伝わった自画像も掲載され、その自画像についての伊藤武雄の手になる「観山松宮俊仍先生自画自題之像 一幅」と題された解説文（「附録Ⅲ」参照）も掲載され、その巻頭には国民精神文化研究所の小糸夏次郎の「松宮観山について」も掲載された。また、昭和十年七月には慶応義塾大学の国分剛二が「松宮観山と堀季雄」を日本伝記学会の『伝記』第二巻第七号に発表した。また、昭和十四年十一月には国民精神文化研究所の『国民精神文化研究基本文献要目』に「学論」の解題が掲載された。観山の「学論（初編）」「二巻、及び「学論二編」二巻は同研究所によって国民精神文化研究上の基本文献として位置付けられたのである。また、昭和十六年六月に井上豊が「松宮観山研究（一）伝記と学説」を『歴史と国文学』第二十四巻第六号に発表した。

以下は『先哲像伝』、及び伊藤武雄・小糸夏次郎・井上豊ら先学の先行研究、また地元足利市板倉町に伝わった『国学正義（全）』并観山雑著集『弟俊昌集』の中に収録されている「（家譜）」、昭和五十二年に刊行された『足利Ⅱ原始から現代までⅡ』に収録されている菊地卓氏の「兵学者松宮観山①」「兵学者松宮観山②」、昭和五十四年に刊行された『足利の人脈』に収録されている長谷川有三氏の「松宮観山」等を踏まえて私なりに綴ってみた松宮観山の略伝である。

かつて下野国足利郡板倉村（栃木県足利市板倉町）に養命山修験金剛

院という寺院があった。残念ながら明治二年に廃寺になってしまっているが、その廃寺になる約二百年前、その寺院に生まれたのが松宮観山（貞享三年十月八日・一六八六年十一月二十三日〜安永九年六月二十四日・一七八〇年七月二十五日）である。先祖はあの山本勘助に兵法を学んだと言われている戦国末期の兵法家前原筑前守。前原筑前はいわゆる京流剣術を創始してその祖を称した著名な剣術家。最初は上野国の小幡氏、次いで甲斐国の武田氏に仕え、兵法家・軍略家として大いに名を挙げた。しかし、その子七郎左衛門尉忠仲（元和三年十一月七日没）の代になると主家の相次ぐ没落等により、その流派も家名も振るわなくなり、いわば敗軍の中の残り滓のような存在となり、武士の身分を捨てて岩窟の中に身を潜め、戦国末期という時代の御時世や我が家・我が身の置かれた状況から降り掛かって来る災難を必死に避けながら生活するようになった。そして、天正十八年（一五九〇年）に遂に山伏となり、金剛坊俊算と名乗る修験僧となり、足利板倉の養命山第一世となったのである。俊算は板倉村の名家西谷氏の娘を娶り峰之坊俊赫（寛永二十一年二月二十七日没）という子を儲けた。その俊赫が養命山第二世となった。俊赫は月谷村の高松氏の娘を娶り俊永（寛文八年三月九日没）という子を儲けた。その俊永が養命山第三世となった。その俊永の子であったのかどうかは不明であるが大周栄（承応三年八月十四日没）という男性がいた。その後その大周栄が養命山第四世となった。俊永には俊喜（元禄三年九月二十七日没）という子がいた。その俊喜が養命山第五世となった。俊

喜は前原小衛門の娘を娶り俊恵（享保十八年八月一日没）という子を儲けた。その俊恵が養命山第六世となった。俊恵は五十部村の山本惣兵衛広次の娘を娶り四人の男子を儲けた。一番上の子は覚恵、他家に養子に出され、長嶋氏を名乗った。二番目の子は俊仍、これも他家に養子に出され、松宮観山となった。どういうわけか俊恵は一番上にも二番目にも後は継がせなかった。俊恵の後を継ぎ養命山第七世となったのは俊恵の三番目の子で観山のすぐ下の弟であった俊昌（明和九年九月十五日没）であったのである。

松宮観山は十四歳の時、父俊恵の命を受けて江戸へ遊学し、安房守北条氏平（21）（孫七郎、新蔵。従五位下。旗本。宝永元年五月十日没）の門人となり、またその弟の北条氏如（22）（伝七郎、守約、新左衛門。旗本。享保十二年六月十四日没）の門人となって北条流兵法を学んだ。また、江戸の浪人松宮政種の養子となり、松宮を名乗った。松宮氏は本姓は菅原氏、徳川秀忠の親翰を家蔵していた。その松宮家の「家宝」を松宮観山は元文五年（一七四〇年）九月、近江守加納久通（23）（孫市、角兵衛。遠江守。従五位下。当時は旗本、後に大名。寛延元年八月十日没）を通して幕府に返納、褒美をいただいた。それに感激した松宮観山は大学頭林信充（24）（七三郎、榴岡、民部少輔。従五位下。旗本。宝暦八年十一月十一日没）に記念の詩を所望。それで林大学頭から

多歳卷舒墨壘辞、正知子葉又孫枝。一家美誉先君賜、累世功勳在三此時一。

（多歳卷舒す墨壘の辞、正に知る子葉又孫枝。一家の美誉先君の賜、累世の功勳此の時に在り。）

という七絶をいただいている。これは松宮氏が観山の代の元文五年九月に百年以上にわたって家蔵して来た秀忠公の御親筆を幕府に返納したことを林大学頭が第三者として確かに証明してくれた作品である。

林大学頭と深い関係を持っていた松宮観山はもちろん儒学の方面では程朱学の側に立ち、伊藤仁斎・荻生徂徠・太宰春台らの異学を痛烈に批判した。狩野派に画法を学び、僧釣月・赤松頼母・加藤枝直らに和歌を学び、吉川惟足・橋三善・度会延佳・山崎闇齋ら当時一世を風靡していた神道諸説からは距離を置いてはいたが、神道・国学を尊び、僧法忍と深い親交を持って仏教にも帰依するなど、儒学・数学・絵画・和歌・神道・国学・仏教など諸学に通じていた観山ではあったが、その教学の中心はもちろん北条流の兵学であった。松宮観山から兵学の教えを受けた者は上は大名旗本から下は諸藩の藩士に至るまでその数は千人弱ほどまでに上ったと云われている。ただ、その学問・思想は世間からは批判を受けることが多かった。それは松宮観山がことさら愛国心を逞しくし、儒学者が一般的に持っていた華夷秩序思想、すなわち大陸を華とし、日本を夷と見なす考え方を批判したり、神仏儒の共存統合を目指し、国学者が仏教や儒学を忌み嫌うことを批判したりしたからである。観山は世間の人々からはその言行が奇矯と見なされ、幕府からはその学問・思想が風教に害あるものと見なされた。明和三年には兵学者山県大弼（昌

貞、一七二五年（一七六七年）らが幕府に捕縛され、その翌年には処刑されるといわれる明和事件が起きたが、観山はその山県大弐の主著である『柳子新論』に跋文を寄せる（25）ほどに山県大弐とは親しかった。また、僧法忍の著書『ふみ鏡』にも序を寄せていたがその『ふみ鏡』のことも問題に（26）されていた。また、数学書『分度余術』を著して欧米各国のことにも言及したため、幕府の上層部に嫌われたとも

（27）言われている。それで、明和六年三月十一日には江戸の市街から逐われ、江戸郊外の大塚のいわゆる儒者捨て場（大塚先儒墓所）の当たりに転居させられている。その時既に八十三歳であった。その後も研究文筆活動は衰えず、安永五年六月には『国学正義』を著している。時に九十一歳であった。その四年後の安永九年六月二十四日に死去している。享年九十五、大塚の光源院（東京都文京区大塚三丁目八番四号の曹洞宗光源院）に葬られた。墓碑には「真杉靈神」と刻まれた。

なお、観山は漢詩も作った。長崎に行き、清国人と詠み交わした作品が何篇もある。また、その中には清国人の添削を受けた作品もある。

三つ目は松宮観山についての学問・思想の基礎中の基礎になっていると思われる松宮観山の性論についての小糸夏治郎の所説の紹介、またそれを踏まえながらにして私なりに綴ってみた松宮観山の性論である。

小糸夏治郎は明治四十一年に愛媛県に生まれている。昭和八年に広島文理科大学を卒業し、国民精神文化研究所助手に（28）なっている。そして昭和十二年には広島文理科大学講師に（29）なっている。そして昭和

和十五年には渡満して満州国の建国大学の助教に（30）なっている。昭和十年代に活躍した若手の儒学研究者・日本思想史学者であった。ただ、不幸にも終戦後ソ連に抑留され、コミユニズムの犠牲になり、昭和二十一年に死去している。『松宮観山集』第一巻の解題は昭和十年に当時国民精神文化研究所研究部哲学科助手であったその小糸夏治郎が書いて世に出したものであるが、その中（『松宮観山集』「第一巻」二十頁）に

その論の由つて本づく所は即ち彼の「性」についての見解に外ならぬ。「学論」に於て経義に対する彼の立場は大体宋学のそれとみる事が出来るが、彼が宋学の遵奉者でないことは、性即理也といふ宋学の根本思想とは別に、独自の立場から「性」を解くところにも十分窺はれる。観山によれば性は天に出で、天然の水土四方同じかず、性亦従つて異なるを得ないとみる。この洞察こそ儒仏を容れて障らず、観山に活潑潑地の自由の境涯、学的立場の寛洪を約束した。性の特殊のうちに俗を化し民を安んずる道の普遍も流行するので、神儒仏各々内容を異にしながら理世の用たる所以である。和儒が見識狭小にして一定の権衡を懸けて世界万国を推さんと欲し、仏者が一法に執して他と争ふは、性を離れて道を説く失である。

とある。「性即理也といふ宋学の根本思想」とあるが、明の黄宗羲（太冲、一六一〇年～一六九五年）と清の全祖望（紹衣、一七〇五年～一七五五年）の『宋元学案』巻第四十九、晦翁学案、下（夏学叢書本、七十

三頁)に

伊川先生言、性即理也。此一句自_レ古無_二人敢如_レ此道_一。

(伊川先生言へり、性即理なり、と。此の一句古より人の敢て此の如く道ふ無し。)

とある通り、また『朱子語類』巻第四、性理一、人物之性氣質之性(理学叢書本、第一冊、六十七頁)に「性即理也。当_レ然之理、無_二有不善者

一。」(性即理なり。当に然るべきの理、不善なる者有る無し。)とあり、

『朱子語類』巻第五、性理二、性情心意等名義(理学叢書本、第一冊、八十二頁)に「性即理也。在_レ心喚做_レ性、在_レ事喚做_レ理。」(性即理なり。心に在るを喚んで性と做し、事に在るを喚んで理と做す。)

とあり、『朱子語類』巻第五、性理二、性情心意等名義(理学叢書本、第一冊、九十六頁)に

性者、即天理也。万物稟而受_レ之、無_二一理之不_レ具。心者、一身之主宰。意者、心之所_レ發。情者、心之所_レ動。志者、心之所_レ之。

(性は、即天理なり。万物稟けて之を受け、一理の具はらざる無し。心は、一身の主宰なり。意は、心の発する所なり。情は、心の動く所なり。志は、心の之く所なり。)

とある通り、程朱学の根本命題は確かに「性即理」であるから、小糸夏治郎が「性即理也といふ宋学の根本思想」と述べていることについては領ける。ただ、「ただ、独自の立場から「性」を解くところにも十分窺はれる。観山によれば性は天に出で、天然の水土四方同じからず、性亦

従つて異なるを得ないとみる。」と述べている所については実は領くことができない。

「三教要論」(『松宮観山集』「第一巻」三十五頁)に

教とは何ぞ。道を脩る也。道にあらされは、人民を安んずること

あたはず。道は性に循て立。猶魚を池中に飼、獸を山林に畜

かことし。性は天に出。天然の水土、四方同じからず。性亦従て

異なり。故に曰、人方有_レ性。性州異。教成_レ俗。俗ハ

州異。道化_レ俗と。けだし性異に俗異なりといへとも、ひ

としく俗を化して、共に安らしむるものは道なり。こゝを以、殊

方異域、一王之制有て、混一すへからず。

とあるが、確かに松宮観山は「性は天に出。」と述べている。ただ、

『宋元学案』巻第四十八、晦翁学案、上(夏学叢書本、三十三頁)に

「伊川謂_下性稟_二于天_一、才稟_中于氣_上、是也。」(伊川の性は天より稟け、

才は氣より稟くと謂ふは、是れなり。)とある通り、『朱子語類』巻第

五、性理二、性情心意等名義(理学叢書本、第一冊、九十七頁)に「伊

川謂_下性稟_二於天_一、才稟_中於氣_上、是也。」(伊川の性は天より稟け、才

は氣より稟くと謂ふは、是れなり。)とある通り、「性は天から出たも

のだ」という考え方は既に北宋の程頤(伊川、一〇三三年〜一一〇七

年)のものであった。また、『朱子語類』巻第五、性理二、性情心意等

名義(理学叢書本、第一冊、九十七頁)に

性之所_三以無_二不善_一、以_三其出_二於天_一也。才之所_三以有_二不善_一、以_三

其出_二於_一氣_二也。要_レ之、性出_二於_一天_一、氣亦出_二於_一天_一。

(性の不善無き所以のものは、其の天より出づるを以てなり。才の善不善有る所以のものは、其の氣より出づるを以てなり。之を要するに、性は天より出で、氣も亦た天より出づるなり。)

とある通り、程頤を祖述した朱熹のものでもあった。実は「性は天から出たものだ」という考え方は程朱学の中の根本思想の一つである。小糸夏治郎の「觀山によれば性は天に出で、」という記述にはとても頷くことはできない。それは別に觀山によらなくても、程頤によっても朱熹によっても性は天から出たものであったからである。

また、確かに松宮觀山は「天然の水土、四方同じからず。」と述べている。これを受けて小糸夏治郎は「天然の水土四方同じからず、」と記述しているわけであるが、「水土」すなわちその土地の氣候・風土・環境といったものは、その土地土地によつて異なるものだという考え方は『中庸』第三十章(新釈漢文大系本、三〇九頁)に

仲尼祖_二述堯・舜_一、憲_二章文・武_一。上律_二天時_一、下襲_二水土_一。
(仲尼は堯・舜を祖述し、文・武を憲章す。上は天の時に律り、下は水土に襲る。)

とある中の「襲_二水土_一」(水土に襲る)という句についての諸家の注の中に何度も示されてきた。例えば、伊藤仁斎(維禎、一六二七年〜一七〇五年)の『中庸發揮』(『日本名家四書註釈全書』「第一卷・学庸部一」四十五頁)に「水土、謂_二五方之地_一。各有_二其宜_一。」(水土とは、五方の

地を謂ふ。各々其の宜しき有り。)とあり、中井履軒(積徳、一七三二年〜一八一七年)の『中庸逢原』(『日本名家四書註釈全書』「第一卷・学庸部一」八十三頁)に

襲_二水土_一、是随_二水土之宜_一也。各国有_レ所_レ宜。非_二一定之謂_一。
(水土に襲るとは、是れ水土の宜しきに随ふなり。各国に宜しき所有り。一定の謂には非ず。)

とあり、東条一堂(一七七八年〜一八五七年)の『中庸知言』(『日本名家四書註釈全書』「第十一卷・続篇一学庸部一」五十九頁)に

按上則_二天時_一、下因_二水土_一、猶如下孝經所_レ云、則_二天之明_一、因_二地之利_一。此蓋古言也。

(按ずるに上は天時に則り、下は水土に因るとは、猶ほ孝經に云ふ所の、天の明に則り、地の利に因るが如し。此れ蓋し古言ならん。)

とあることからわかる通り、その土地の氣候・風土・環境といったものは、その土地土地によつて異なるものだという考え方は伊藤仁斎や中井履軒や東条一堂も持っていた考え方であり、別に松宮觀山だけのものではない。

また、小糸夏治郎は「天然の水土四方同じからず、」のすぐ後に「性亦従つて異なるを得ないとみる。」と続けて記述しているが、觀山が性もまたその土地土地によつて異なるものだと考えたのは、その土地の氣候・風土・環境といったものが、その土地土地によつて異なるものだと

考えたからではない。松宮観山自身「故に曰、人方有^レ性。性^ハ州^ノことなり。異^ニ教^ヲ成^ル俗^ト。俗^ハ州^ノ異^リ。道化^レ俗^ト。」と述べている通り、或る古典の中の記述によつてそう考えたのである。その古典とは春秋時代の齊の国の兵学者司馬穰苴の著とされて来た『司馬法』であった。『司馬法』巻下、嚴位第四（四部叢刊本、四十頁）に

凡^レ戰^ニ非^レ陳^ノ之^レ難^ニ。使^二人^{可^レ陳^ノ難^ニ}。非^レ使^レ可^レ陳^ノ難^ニ。使^二人^{可^レ用^ノ難^ニ}。非^レ知^レ之^レ難^ニ。行^レ之^レ難^ニ。人^方有^レ性。性^州異^リ。教^成俗^ト、俗^州異^リ、道化^レ俗^ト。

（凡^レそ戰^ハは陳^スることの難^キに非^ズ。人^ヲして陳^ス可^クらしむること難^シ。陳^ス可^クらしむること難^キに非^ズ。人^ヲして用^フ可^クらしむること難^シ。陳^ス可^クらしむること難^キに非^ズ。人^ヲして用^フ可^クらしむること難^シ。知^ルこと難^キに非^ズ。行^フこと難^キなり。人^ハ方^ノことに性^有リ。性^ハ州^ノことに異^ナリ。教^ハ俗^ヲを成^シ、俗^ハ州^ノことに異^ナリ、道^ハ俗^ヲを化^ス。）

とあるが、この中の「人方有^レ性。」（人^ハ方^ノことに性^有リ。）云々によつたのである。

なお、「三教要論」（『松宮観山集』「第一巻」三十五頁）に「神人^各其^ノ國^ニに生^レて、性^ニ適^スの道^ヲを立^テ。」とある。これを受けてか、小糸夏治郎は『松宮観山集』第一巻、十一頁に

仏陀の教は印度の水土に必然的であり、周孔の教は漢土の水土に必然的であることを認めるであらう。これは同時に我が國の教は我が國の水土人情に合一して立てらるべきことと表裏する。これ國体の

自覚である。

と記述している。これはその土地の氣候・風土・環境といったものも性もその土地土地によつて異なるので、それぞれ土地に神人聖人が出現してその土地土地の状況に応じて仏教や儒教や神道といった立派な教を立^テたのであるということである。実はこういつた考え方も松宮観山の独創とは言えない。例えば、熊沢蕃山（一六一九年～一六九一年）の『集義外書』卷之十六、水土解（『日本倫理彙編』「卷之二・陽明学派の部（中）」三一五頁）に「是故に其國俗に依^テて教をなせり。」とあり、「儒道神道仏道、みな明知の人の其時所位に依^テて行^ヒし跡なり。」とある通りである。また、『集義外書』卷之十六、水土解（『日本倫理彙編』「卷之二・陽明学派の部（中）」三一九頁）に「日本の水土によるの神道は、」とあり、「唐土の水土によるの聖教も、」とあり、「戎國の人心によるの仏教も」とある通りである。また、熊沢蕃山の「水土解」を受けて、西川如見（忠英、一六四八年～一七二四年）はその（31）『水土解弁』葬法之弁（岩波文庫本、四十六頁）に

庚午の秋、誰^レ人の作れるにか、水土解と名づけし書を見侍りしに、神儒仏のおこる処、おのおの其水土によるの説、喪祭の法、時処位に依^テずるの弁論、其道の主意分明にして、多年のまよひおよそ解たり。くく。とし比長崎の津に住侍りて、異國の物語をあらあつたへ聞きし事共ありて、此書を考ふれば、又少し不審^シき事あり。

恐^レ有^トいへども、かつかつ左に記して、学者の教をまつものなり。

と述べている。庚午の年（元禄三年・一六九〇年）、熊沢蕃山の「水土解」を読み、神道は日本の気候・風土・環境といったものに根ざすもの・儒教は支那の気候・風土・環境といったものに根ざすもの・仏教は印度の気候・風土・環境といったものに根ざすものという熊沢の説に触れた西川は、長年長崎に居住し、異国の情報を様々得て来た人間として、熊沢の説には疑問を抱かざるを得ない点が多々あるとし、それを列記して世の学者たちに問うていたのである。

「性は天から出たものだ」という考え方や「その土地の気候・風土・環境といったものは、その土地土地によって異なるものだ」という考え方や「性もまたその土地土地によって異なるものだ」という考え方はすべて松宮観山の独創ではない。また、「その土地の気候・風土・環境といったものも性もその土地土地によって異なるので、それぞれ土地に神人聖人が出現してその土地土地の状況に応じて仏教や儒教や神道といった立派な教えを立てたのである」という考え方は熊沢蕃山も持っていた考え方であり、松宮観山の独創ではない。

ただ、いわゆる「道統の伝」を強く強調する程朱学者たちが余り用いることがない『司馬法』という古い兵法書を引用して「性」を解いている所については、独自の立場から「性」を解いたと言えないこともない。

小糸夏治郎の『松宮観山集』「第一巻」二十頁の解題には

北条流兵学から習得した有脚の城の理は性を離れた道の抽象的普遍を看破して、水土の実際に即する具体的普遍の理に通じ得たとも考

へられる。

とある。これを踏まえれば、松宮観山の性論は北条流兵学を習得する過程で学んだ『司馬法』という古い兵法書、それを取り込んで組み立てたものであったとも言えそうである。

本稿により、足利が生んだ江戸中期の著名な兵学者で思想家でもあった松宮観山の自画像賛、その読み方が明らかになった。彼が彼自身、自分がどのような人物であると認識していたかが明らかになった。例えば、彼が彼自身を「書箱の蠹虫」と謳い、彼自身のことを「書物ばかり読み耽っている本箱の中の紙魚のような存在である。」と認識していたことも明らかになった。観山が観山自身、自分自身のことをそう認識していたこと、こういったことを私は松宮観山の地元足利から全国の日本思想史の研究者、江戸時代の兵学・国学・儒学の研究者に向けて、しっかりと伝えたい。また、併せて今も市内に残る観山の実家に今も観山関係の史料が相当残っていることも伝えておきたい。足利板倉生まれの江戸の兵学者・思想家松宮観山の延享四年（一七四七年）旧暦五月の自画像賛二篇の解説者として私は今そう考えている。

注記

(01) 「画賛」は通常は四言詩の体裁のものである。なお、五言詩や七

言詩の体裁のものは「画賛」とは称されず「題画詩」と称される。

青木正児まことの「芸術考」題画文学の発展（『青木正児全集』第二巻、

四九一頁)に「題画文学は其の發達の沿革上より之を大別して、画讚・題画詩・題画記・画跋の四種と為すを得べく、前二者は韻文にして後二者は散文なり。画讚は画像上に題する「像讚」を主として、其他之に準ずるものを包括し、其の体は四言の韻文なり。題画詩は一般の画に題する五言七言の古体今体の詩にして、今便宜上辞賦及填詞を之に附す。以上二種は画者自ら之を題せるものと、他人之を題せるものと各兩様有り。題画記は画者が其の作画の縁起所見等を表明せる題記なり。画跋は他人が其の画及び画者を称揚品評せる題跋なり。」とある通りである。なお、『漢語大詞典』下巻、七二五六頁、題詩には「就一事一物或一書一画等、抒發感受、題写詩句、多写于柱壁、書画、器皿之上。」(一事一物或ひは一書一画等に就いて、感受を抒發して、詩句を題写す。多く柱壁、書画、器皿の上に写す。)とある。

- (02) 『新撰字鏡』日部(『群書類従』巻第四九七、続群書類従完成会、第二十八輯・雑部、二八七頁)に「胄。治石反、去、後也、緒也。也。連也。続也。与呂比。」とある通りである。『新撰字鏡』の撰者であった平安時代の僧昌住は「胄」を「与呂比」(よろひ、よろい)という意味であると解釈していたのである。なお、「胄」は日部に見える。昌住は「由」のすぐ下を「日」と見ていた。「胄」を部首的には「日(日)」に所属すると見ていたのである。

(03) 「堀少公の稿せる松宮觀山略伝」に「姓は菅原なるよし。」とあ

る通りである。また、『先哲像伝』武林伝、松宮觀山に「觀山姓ハ菅原氏松宮名ハ俊仍」とある通りである。また、「觀山松宮俊仍先生自画自題之像 一幅」と題されて『松宮觀山集』「第一卷」の巻頭に掲載されている板倉に在住の御子孫のお宅に伝わった松宮觀山の自画像についての伊藤武雄による解説文(「附録Ⅲ」参照)の中に「菅は原姓菅原の謂なり」とある通りである。

- (04) 『契沖全集』「第二卷」(初稿精撰万葉代匠記二)、五十五頁に「梅花歌三十二首并序。并は兼并なり。後の歌の題をこゝにかねあはするゆへに、并と注す。ならひに序と讀は江家、序あはせたりと讀は菅家なりとかや。歌は下に面々名あり。此序は憶良の作なるべし。」とある通りである。古来、朝廷には朝廷お抱えの学者として朝廷にお仕えする家が複数あった。そして、各家々がそれぞれの家々の「お家流」を堅く守っていた。例えば、『万葉集』巻五には「并序」とあるが、これを「并_レ序。」(序并せたり。)と訓讀するのは菅原家のお家流、「并序。」(并びに序。)と訓讀するのは大江家のお家流であったということである。なお、契沖のこの説は史跡足利学校所蔵本『万葉集抄』(文化九年写本)の中にも見える。なお、菅原・大江両家は共に「大宝令」「養老令」官制下の大学寮の中に置かれたいわゆる「四道」の一つ「紀伝道」の家であった。「紀伝道」とは『史記』『漢書』『後漢書』や『文選』に代表される史書や漢詩文を専門に研究する学問であり、菅原・大江両家の人

たちはみなそれを修めたが、大江家の人たちは「紀伝道」の他に兵学も併修していたことである。松宮観山の「学論二編」巻上（『日本儒林叢書』「第五卷・解説部一」二頁）に「国朝古之学。有三道焉。曰記伝道。曰明経道。曰明法道。曰算道。記伝道者。博覧歴史二偏通殊俗」。修詩賦文章。以堪辞命為職。菅家江家は也。江家兼兵学。」とある通りである。

- (05) 『邦訳 日葡辞書』（岩波書店本、三九七頁）に「Memocu. メンモク（面目） 顔・ Memocunoyoi Fito.（面目の良い人）容貌のよい人。」云々とあり、『邦訳 日葡辞書』（岩波書店本、三九六頁）に「Memocu. メンボク（面目） 名誉・ Memocu miriamaru.（面目身に余る）非常に大きな名誉を得る・ Memocuno Fodocosu.（面目を施す）名誉と賞讃とを得る・ Memocuno vxin o.（面目を失ふ）名誉を失墜する。」云々とある通りである。

- (06) 『近思録』論学（新釈漢文大系本、九十頁）に「若要熟、也下須從這裏過。」（若し熟せんことを要せば、也須らくこの裏より過ぐべし。）とある通りである。

- (07) この（ ）内は『日本国語大辞典』第十卷、九十四頁、しみ（蠹）に見える「書物ばかり読みふけて、実社会のことにうとい者をあざけていう語。」という記述によった。

- (08) 「蠹虫」には実は親が残してくれた貴重な財産の一つである書物を切り売りしてそれで食いつないでいる駄目な息子という意味があ

ると言われて来た。清の翟灝（大川、晴江。一七三六年〜一七八八年）の『通俗編』巻第二十九、禽虫、為蝗虫（大化書局本、六五六頁）に「〔北夢瑣言〕咸通中、有唐五経者、嘗謂人曰、不肖子弟有三变。第一变为蝗虫、謂鬻田而食也。第二变为蠹虫、鬻書而食也。第三变为大虫、鬻奴婢而食也。」（〔北夢瑣言〕イフ、咸通中、唐五経といふ者有り、嘗て人に謂ひて曰く、不肖の子弟に三变有り。第一変して蝗虫と為る、田を鬻ぎて食らふを謂ふなり。第二変して蠹虫と為りて、書を鬻ぎて食らふなり。第三変して大虫と為りて、奴婢を鬻ぎて食らふなり、と。）とある通りである。なお、『通俗編』の中の項目名について『大漢和辞典』第十卷、一二三頁には「為蝗虫」とある。だが、『通俗編』の大化書局本では「為蝗虫」である。恐らくは『大漢和辞典』の誤りであろうと思われる。

- (09) 古来、玉は君子に尊ばれる存在であった。それは玉が醸し出す様々な物が仁の徳・知の徳・義の徳・礼の徳・楽の徳・忠の徳・信の徳・天の徳・地の徳などを示している物であると解釈されて来たからである。なお、このことについては『礼記』聘義第四十八（新釈漢文大系本、下冊、九五二頁・九五三頁）に「子貢問於孔子曰、敢問君子貴玉而賤珉者、何也。為玉之寡、而珉之多与。孔子曰、非下為珉之多故賤之也、玉之寡故貴之也。夫昔者君子比徳於玉焉。温潤而沢、仁也。縝密以栗、知也。廉而不劌、義也。垂之如

隊、礼也。叩レ之其声清越以長、其終詘然、樂也。瑕不レ揜レ瑜、瑜不レ揜レ瑕、忠也。孚尹旁達、信也。氣如二白虹一、天也。精神見二于山川一、地也。圭璋特達、德也。天下莫レ不レ貴者、道也。詩云、言念二君子一、温其如レ玉。故君子貴レ之也。」（子貢、孔子に問ひて曰く、敢へ問ふ、君子玉を貴びて□を賤むものは何ぞや。玉の寡くして□の多きが為かど。孔子曰く、□の多きが為の故に之を賤み、玉の寡きが故に之を貴ぶに非ざるなり。夫れ昔は、君子徳を玉に比せり。温潤にして沢あるは仁なり。縝密にして以て栗なるは知なり。廉にして劌らざるは義なり。之を垂れて隊つるが如きは礼なり。之を叩けば其の声清越にして以て長く、其の終詘然たるは樂なり。瑕、瑜を揜はず、瑕、瑜を揜瑜はざるは忠なり。孚尹旁達なるは信なり。氣、白虹の如きは天なり。精神山川に見るるは地なり。圭璋特達するは徳なり。天下貴ばざる莫きは道なり。詩に云ふ、言に君子を念ふ、温にして其れ玉の如しと。故に君子は之を貴ぶなりと。）とある通りである。これによれば、玉が醸し出す白い虹のような氣は天の徳になぞらえることができるということになる。なお、『孔子家語』問玉第三十六（新釈漢文大系本、四二六頁・四二七頁）にも『礼記』聘義篇に見える文章と殆ど同文の記述がある。

(10) 古来、白い虹のような氣は武器を連想させるものとも解釈されて来た。そして、「白虹貫レ日」（白虹日を貫く）という有名な言葉

があるようにその武器は反乱を起こし、主君を打倒するために使用されるものとされて来た。例えば、『戦国策』魏卷第七、魏景閔王（新釈漢文大系本、下冊、一〇九三頁）に「夫專諸之刺二王僚一也、彗星襲レ月、聶政之刺二韓傀一也、白虹貫レ日、要離之刺二慶忌一也、倉鷹擊二於殿上二。此三子、皆布衣之士也。」（夫れ專諸の王僚を刺す也、彗星、月を襲ひ、聶政の韓傀を刺さんとする也、白虹、日を貫き、要離の慶忌を刺さんとする也、倉鷹、殿上に撃てり。此の三子は、皆布衣の士也。）とあり、『史記』鄒陽伝（新釈漢文大系本、「九・列伝二」三一六頁）に「昔者荊軻慕二燕丹之義一、白虹貫レ日、太子畏レ之。」（昔者、荊軻は、燕丹の義を慕ふ、白虹日を貫けども、太子之を畏れぬ。）とある通りである。なお、「名歌徳三舛玉垣」第一番目、四立目、六道の辻の場（『歌舞伎脚本集』下冊、一〇九頁）にも「時は今冬の中葉、一陽來復の時に臨み、かゝる怪しき其例。名劍名器の秘め有上には、常に白虹紫雲を貫くと聞及し。」とある。

(11) 『書経』大禹謨（新釈漢文大系本、下冊、三六一頁）に「皇天眷命、奄二有四海一、為二天下君一。」（皇天眷命し、四海を奄有して、天下の君と為る。）とあり、『書経』微子之命（新釈漢文大系本、下冊、四八五頁）に「皇天眷佑、誕受二厥命一。」（皇天眷佑し、誕いに厥の命を受く。）とある通りである。なお、『書経』大禹謨（新釈漢文大系本、下冊、三六三頁）には「眷は目をかけるこ

と。」とあり、『書経』大禹謨（新釈漢文大系本、下冊、四八六頁・四八七頁）には「眷佑は目にかけて助けること。」とある。

(12) 菅原道真（八四五年～九〇三年）の「早霜」詩（『菅家文章』

巻四、日本古典文学大系本、三四七頁・三四八頁、所収）の中に

「寒心旅客雖樗散、含得後凋欲守貞。」（寒心せる旅客は樗散なりといへども、後凋を含むこと得て貞を守らむことを欲りす。）とある通りである。

(13) 『莊子』雜篇、讓王第二十八（新釈漢文大系本、下冊、七三一

頁）に「古之得道者、窮亦樂、通亦樂。所樂非窮通也。」

（古の道を得たる者は、窮も亦樂しみ、通も亦樂しむ。樂しむ所は窮通に非ざるなり。）云々とある通りである。

(14) ここは堀維孝の「堀少公の稿せる松宮觀山略伝」（『國學院雜

誌』第三十六卷第十二号、三十頁）に引用されている堀少公（季雄、平大夫）の『日枝折』第四十二卷の「上野氏を娶りて男子二人女子一人をまうく。」という記述によった。

(15) ここの（ ）内の俊英の字号や生没年月日は「学論」（『日

本儒林叢書』第五卷・解説部一）所収）巻上の巻頭に見える「男麟亭 左次馬俊英子僑 校」という記述や「学論二編」（『日本儒

林叢書』第五卷・解説部一）所収）の末尾に掲載されている「柳条靈神墓誌」に見える「姓松宮、名俊英、字子僑、号柳条、又号麟亭、称左次馬。嚴父君觀山先生。家声震一時。母上野氏。享保五年

庚子四月十二日生于東都。（中略）然食餌不復。起居不常。次年夏間旧疾再発。百計營謀。万道遂窮。丙子八月初七日卯上刻卒于下谷僑居。行年三十有七。」という記述によった。

(16) 『論語集解』子罕第九（四部叢刊本、三十九頁）に「鄭玄曰、反

魯魯哀公十一年冬也。」（鄭玄曰く、魯に反るは魯の哀公十一年の冬なり。）とあり、『四書集註』論語集註、巻第五、子罕第九

（国学叢書本、一〇七頁）に「魯哀公十一年冬、孔子自衛反魯。」（魯の哀公十一年の冬、孔子衛より魯に反る。）とある通りである。

(17) ここに引用されている後漢の鄭玄の『三礼目錄』の逸文は清の王

謨（一七三二年～一八一七年）の『漢魏遺書鈔』（中文出版社本、一六六頁）や清の孔広林（孔子の末裔、叢伯。一七三六年～一八四四年？）の『通徳遺書所見録』（中文出版社本、一六九頁裏）にも見える。

(18) ここの（ ）内の忠信の意味は『論語』学而第一（国学叢書

本、五十頁）の朱熹の注に「尽己之謂忠、以実之謂信。」（己を尽くす之を忠と謂ひ、実を以てする之を信と謂ふ。）とあるのによった。

(19) 『国語』巻第五、魯語下（新釈漢文大系本、上冊、二六六頁）に

「咨親為詢、忠信為周」（親を咨ふを詢と為し、忠信を周と為す。）とある通りである。

- (20) 『礼記』表記第三十二(新釈漢文大系本、下冊、八一二頁)に
 「子言^レ之、仁者、天下之表也、義者、天下之制也、報者、天下之利也。」(子^レ之を言^いふ、仁^{じん}は、天下^{てんか}の表^{へう}なり、義^ぎ、天下^{てんか}の制^{せい}なり、報^{ほう}は、天下^{てんか}の利^りなり。)とある通りである。
- (21) この()内は『寛政重修諸家譜』五〇七巻、平氏維将流、北条(統群書類従完成会本、第八冊、三〇九頁〜三一五頁)の中の三一頁によった。
- (22) この()内は『寛政重修諸家譜』五〇七巻、平氏維将流、北条(統群書類従完成会本、第八冊、三〇九頁〜三一五頁)の中の三一四頁によった。
- (23) この()内は『寛政重修諸家譜』一四七一巻、藤原氏支流、加納(統群書類従完成会本、第二十二冊、一三七頁〜一四〇頁)の中の一三八頁によった。
- (24) この()内は『寛政重修諸家譜』七七〇巻、藤原氏利仁流、林(統群書類従完成会本、第十二冊、三九〇頁〜四〇一頁)の中の三九八頁・三九九頁によった。
- (25) 山県大弼の『柳子新論』は例えば『日本倫理彙編』「卷之七・朱子学派の部(上)」の中に収録されている。その六一七頁には松宮観山が宝暦十三年秋に撰文した跋文も収録されている。
- (26) ここは堀維孝の「堀少公の稿せる松宮観山略伝」三十一頁に引用されている「是は、明和の中ごろ、僧法忍の著述ふみかゞみといふかな冊子の序書玉へる事に就て、公の御とがめ蒙られしが、」という堀少公(季雄、平大夫)の『日枝折』第四十二巻の中の一節によった。なお、「ふみかゞみ」は「書鏡」や「文鏡」とも表記される。
- (27) ここは遠藤利貞の『日本数学史』三八八頁に「廻千分度余術ヲ著ハシテ欧米各国ノ事ヲ談ズ。是ヲ以テ大ニ幕府執政ノ忌ム所ト為レリ。終ニ明和六年三月ヲ以テ幕府之ヲ罪ス。」とあるのによった。
- (28) 『国民精神文化研究所一覽(昭和十年度)』三十四頁には国民精神文化研究所の助手としてその名が記載されている。
- (29) 『広島文理科大学・広島高等師範学校・元第二臨時教員養成所一覽(昭和十二年)』一三九頁や『広島文理科大学・広島高等師範学校一覽(昭和十四年)』一三九頁には広島文理科大学の倫理学担当の講師としてその名が記載されている。また、本籍地が愛媛であったこともわかる。
- (30) 『満洲国官吏録(康徳七年四月一日現在)』三十九頁や『建国大要覽(康徳八年度)』四十六頁には建国大学の助教としてその名が記載されている。なお、ともに小糸夏次郎としてある。
- (31) 西川如見には『水土解弁』の他に『日本水土考』や『華夷通商考』などといった著作がある。なお、「学論二編」巻上(『日本儒林叢書』「第五巻・解説部一」二頁)に「如^ニ日本水土考^一是也。」(日本水土考^にの如^き是^れなり。)とあるのによれば、松宮観山が西川如見の『日本水土考』を見ていたことは確かである。

参考文献

- 『青木正児全集』〔第二卷〕著者・青木正児。発行所・春秋社（東京）。昭和五十八年十月十日。第二刷発行。
- 『足利Ⅱ原始から現代までⅡ』発行所・福島寿克。発行所・下野新聞社（宇都宮）。昭和五十二年七月二十一日。初版発行。
- 『足利の人脈』発行所・下野新聞社（宇都宮）。昭和五十四年一月二十五日。初版発行。
- 『易経』〔上册〕著者・今井宇三郎。新釈漢文大系本。発行所・明治書院（東京）。平成二十六年二月十日。十三版発行。
- 『易経』〔下册〕著者・今井宇三郎・堀池信夫・間嶋潤一。新釈漢文大系本。発行所・明治書院（東京）。平成二十九年十一月二十日。二版発行。
- 『歌舞伎脚本集』〔下册〕校注者・浦山政雄・松崎仁。日本古典文学大系本。発行所・岩波書店（東京）。昭和四十年十一月十五日。第四刷発行。
- 『漢魏遺書鈔』〔清〕王謨輯。印行者・中文出版社（京都）。一九八一年五月。再版。
- 『菅家文草・菅家後集』校注者・川口久雄。日本古典文学大系本。発行所・岩波書店（東京）。昭和四十二年九月十五日。第二刷発行。
- 『漢語大詞典』編纂・漢語大詞典編輯委員会漢語大詞典編纂処。精装上中下全三冊縮印本。出版発行・世紀出版集團漢語大詞典出版社（上海）。二〇〇二年五月。第三次印刷。
- 『寛政重修諸家譜』〔第八冊〕〔第十二冊〕〔第二十二冊〕編集顧問・高柳光寿・岡山泰四・斎木一馬。発行所・太田ぜん。発行所・続群書類従完成会（東京）。昭和五十五年九月二十五日。第四刷発行。（十二冊は昭和五十五年十一月二十五日。第四刷発行。第二十二冊は昭和五十六年四月二十五日。第四刷発行。）
- 『近思録』著者・市川安司。新釈漢文大系本。発行所・明治書院（東京）。昭和五十一年十一月十日。再版発行。
- 『勤王文庫』〔第一編〕編輯者・有馬祐政。発行所・大日本明道会。（東京）。大正八年十月五日発行。
- 『群書類題』〔第八卷・雑部〕編者・続群書類従完成会。発行所・太田ぜん。発行所・続群書類従完成会（東京）。昭和五十一年十一月三十日。再版発行。（初版は昭和三十六年四月二十八日発行。）
- 『群書類従』〔第二十八輯・雑部〕編纂者・塙保己一。発行所・太田善麿。発行所・続群書類従完成会（東京）。昭和六十一年十月二十日。訂正三版第六刷発行。（初版は昭和七十六年十月十五日発行。）
- 『慶応義塾案内（昭和九年版）』発行兼編集者・多田鉄之助。発売所・丸善株式会社三田出張所（東京）。昭和八年十二月二十五日。第十三版発行。
- 『契沖全集』〔第二卷〕（初稿精撰万葉代匠記二）編纂者・佐佐木信綱。

- 『發行所・朝日新聞社（大阪）。大正十五年四月二十日發行。
- 『經典積文』〔唐〕陸德明撰。四部叢刊（上海涵芬樓景印通志堂刊）本。印刷及發行所・台灣商務印書館（台北）。中華民國六十八年十一月。台一版。
- 『建國大學要覽（康德八年度）』建國大學研究院編。建國大學刊。康德八年七月二十五日。
- 『孝經』著者・栗原圭介。新積漢文大系本。發行所・明治書院（東京）。昭和六十一年六月二十五日。初版發行。
- 『孔子家語』著者・宇野精一。新積漢文大系本。發行所・明治書院（東京）。平成八年十月十日。初版發行。
- 『國學正義（全）』并觀山雜著集附弟俊昌集』前原賢二氏所藏史料。
- 『國語』〔上冊〕著者・大野峻。新積漢文大系本。發行所・明治書院（東京）。昭和五十年十二月二十日。初版發行。
- 『國民思想叢書』〔國體篇・中〕編輯者・加藤熊一郎。發行所・國民思想叢書刊行會（東京）。昭和四年九月五日發行。
- 『國民精神文化研究所一覽（昭和十年度）』國民精神文化研究所。昭和十年三月二十日發行。
- 『國民精神文化研究基本文獻要目』國民精神文化研究所編。昭和十四年十一月二十五日發行。
- 『史記』〔九・列伝二〕著者・水沢利忠。新積漢文大系本。發行所・明治書院（東京）。平成五年五月二十五日。初版發行。
- 『四書五經』宋元人注。精裝全三冊本。中國書店出版。新華書店首都發行所發行。順義縣板橋印刷廠印刷（北京市順義縣）。一九九一年九月第五次印刷。
- 『四書集註』〔南宋〕朱熹撰。國學叢書本。文化圖書公司（台北）。中華民國八十年七月五日出版。
- 『朱子語類』〔南宋〕黎靖德編。王星賢點校。理學叢書本。平裝全八冊本。中華書局出版（北京）。新華書店北京發行所發行。北京懷柔縣東茶塢印刷廠印刷。一九八八年八月北京第二次印刷。
- 『司馬法』四部叢刊（上海涵芬樓借古里瞿氏鉄琴銅劍樓藏影宋鈔）本。印刷及發行所・台灣商務印書館（台北）。中華民國六十八年十一月。台一版。
- 『書經』著者・加藤常賢。新積漢文大系本。上下二冊本。發行所・明治書院（東京）。昭和五十八年九月三十日。初版發行。（下冊は著者は小野沢精一。平成二十九年十一月二十日。十九版發行。）
- 『姓氏家系大辭典』著者・太田亮。上中下三卷本。發行所・角川書店（東京）。昭和五十四年一月三十日。八版發行。
- 『戰國策』〔下冊〕著者・福田襄之介・森熊男。新積漢文大系本。發行所・明治書院（東京）。昭和六十三年七月二十日。初版發行。
- 『先哲像伝』全七冊本。弘化甲辰（弘化元年・一八四四年）江戸徳斎原義正道序写本。国立国会図書館所藏本。（請求記号…か1717

『宋元学案』〔明〕黄宗羲撰。〔清〕全祖望統修。夏学叢書本。上中下

全三冊本。発行者・河洛図書出版社（台北）。中華民國六十四年三月台景印初版。

『莊子』〔下冊〕著者・市川安司・遠藤哲夫・三樹彰。新釈漢文大系本。

発行所・明治書院（東京）。昭和四十九年二月十日。十四版発行。

『大学・中庸』著者・赤塚忠。新釈漢文大系本。発行所・明治書院（東京）。昭和四十九年十二月二十五日。十五版発行。

『大日本人名辞書』〔第四卷〕〔第五卷〕著作者・大日本人名辞書刊行会。発行所・株式会社講談社（東京）。昭和五十五年七月二十日。

第五刷発行。（初版は明治十九年四月十五日発行。昭和十二年三月二十日増訂十一版発行。）

『通志堂経解』〔清〕徐乾学輯。〔清〕納蘭成徳校訂。漢京文化事業有限公司印行。精装全四十冊本。

『通俗編』〔清〕翟灏撰。発行所・大化書局（台北）。中華民國六十六年八月景印初版。

『通徳遺書所見録』〔清〕孔広林輯。印行者・中文出版社（京都）。一九七三年四月。初版。

『日本国語大辞典』〔第十卷〕〔第十三卷〕〔第十六卷〕〔第二十卷〕

編集・日本大辞典刊行会。発行所・小学館（東京）。昭和五十五年十月一日第一版第七刷発行。（第十六卷は昭和五十五年七月一日第一版第六刷発行、第二十卷は昭和五十三年七月三十日第一版第四刷

発行。）

『日本儒林叢書』〔第五卷・解説部一〕〔第六卷・解説部二〕〔第十二卷・続編二・随筆部及雑部〕鳳出版（東京）。発行・昭和五十三年四月十日。（すべて復刻版）

『日本水土考・水土解弁・増補華夷通商考』著者・西川如見。校訂者・飯島忠夫・西川忠幸。岩波文庫本。発行所・岩波書店（東京）。二〇一八年二月二十三日。第四刷発行。（第一刷発行は一九四四年八月十日。）

『日本数学史』著者・遠藤利貞。発行所・岩波書店（東京）。大正七年九月十七日発行。

『^{日本名家}四書註釈全書』〔第一卷・学庸部一〕〔第十一卷・続篇一学庸部一〕編纂・関儀一郎。発行・鳳出版（東京）。昭和四十八年六月十日発行。

『日本倫理彙編』〔卷之二・陽明学派の部（中）〕編纂者・井上哲次郎・蟹江義丸。発行所・育成会（東京）。印刷所・株式会社秀英舎第一工場（東京）。明治三十四年八月二十日発行。

『日本倫理彙編』〔卷之七・朱子学派の部（上）〕編纂者・井上哲次郎・蟹江義丸。発行所・育成会（東京）。印刷所・株式会社秀英舎第一工場（東京）。明治三十五年八月三十一日発行。

『広島文理科大学・広島高等師範学校・元第二臨時教員養成所一覽（昭和十二年）』広島文理科大学。印刷所・友田印刷所（広島）。昭和

十二年九月二十日発行。

『広島文理科大学・広島高等師範学校一覽（昭和十四年）』広島文理科大学。印刷所・増田兄弟活版所（広島）。昭和十四年九月二十五日発行。

『武士道叢書』〔中巻〕著者・井上哲次郎。印刷所・文英社（東京）。

發兌元・博文館（東京）。明治四十二年四月一日。六版發行。

『邦訳 日葡辞書』編訳者・土井忠生・森田武・長南実。發行所・岩波書店（東京）。一九八〇年五月二十九日。第一刷發行。

『堀少公の稿せる松宮觀山略伝』堀維孝著。（『國學院雜誌』昭和五年

十二月号、所収）昭和五年十二月一日発行。國學院大學開設四十年

記念号（第三十六卷第十二号）。

『松宮觀山研究（一）伝記と学説』井上豊著。（『歴史と国文学』昭和

十六年六月号、所収）昭和十六年六月一日発行。第五百十号記念特

輯号（第二十四卷第六号）。

『松宮觀山集』〔第一巻〕著作兼發行者・国民精神文化研究所。専売所・

目黒書店（東京）。昭和十年三月五日発行。

『松宮觀山集』〔第二巻〕国民精神文化研究所。昭和十一年三月二十七

日発行。

『松宮觀山の士鑑用法直旨鈔』河野省三著。（『國學院雜誌』大正十二

年三月号、所収）大正十二年三月一日発行。第二十九卷第三号。

『松宮觀山の思想における「道」と「教」——神儒仏三教思想の成立原

理についての一考察——』宋琦著。（『総研大文化科学研究』第十

四号、所収）二〇一八年三月三十一日発行。

『滿洲国官吏録（康徳七年四月一日現在）』國務院總務庁人事処編纂。

發売所・康徳社（新京）。康徳七年十二月一日発行。

『礼記』〔中冊〕〔下冊〕著者・竹内照夫。新釈漢文大系本。發行所・

明治書院（東京）。昭和五十三年九月二十日。再版發行。（下冊は

平成二十九年十一月二十日。二十版發行。）

『礼記注疏』〔漢〕鄭玄注。〔唐〕孔穎達疏。十三經注疏本。芸文印書

館（台北）。中華民國六十五年五月。六版。

『礼の意義と構造』西晋一郎・小糸夏次郎。（『国民精神文化研究』第

二十四冊）国民精神文化研究所。昭和十二年三月二十三日発行。

『論語』著者・吉田賢抗。新釈漢文大系本。發行所・明治書院（東京）。

昭和五十一年十月一日。改訂再版發行。

『論語集解』〔魏〕何晏集解。四部叢刊（上海涵芬樓借長沙葉氏觀古堂

藏日本正平刊本影印）本。印刷及發行所・台湾商務印書館（台北）。

中華民國六十八年十一月。台一版。

〔附録Ⅰ〕

一 觀山、姓本と菅原氏、又松宮氏といふ、名は俊仍、字は旧貫、主鈴と

称す、觀山は其号なり、下野の人、貞享三年（西紀一六九六年）を以て

生まる、後江戸に居住す、博学達識、始め程朱学を宗とし、儒を以て立ちしと雖も、深く皇室を崇び、国道を重んじ、自ら神儒を調和するの意見を有して、滔々たる世の儒流と其撰を異にせり、其人と為り忠誠にして、最も慷慨の氣象に富めり、嘗て曰く、国朝の旧制、広く他の善を採りて以て我が用に供するに在るのみと、又曰く、儒の彼を華とし我を夷とする者に至りては、本と是れ我が国を賤悪するの心より出づれば、則ち不敬浮屠よりも甚だしき者にあらずやと、以て其の志す所を知るべきなり、又篤く武学を好み、大監察従五位下北条安房守平氏長に就いて研修する所あり、専ら其学を以て諸生を教授す、而して報国の念を基として忠義の大道を明にすることを以て、其要と為せり、是を以て往々時論に適せず、世間或は以て奇矯の言と罵り、官府は反て風教に害ありと為せり、且つ天下の志士と交はり、特に山県大弐等と親善なりしかば、幕府益々之を忌みて、明和六年三月十一日竟に江戸を逐はるゝに至れり、時に年八十四、郊外大塚附近、所謂儒者捨場の辺に隠退せしものゝ如し、安永九年（西紀一七八〇年）六月廿四日病没せり、享年九十五、大塚御厩島光源寺に葬むる、墓碑あり、真杉霊神と題す、嗣子名は俊英、字は子僑、通称左次馬、麟亭と号せり、観山の著書として、「学論」三編、「学派弁解」一卷、「三教要論」二編、「読四十六士論」一卷、「分度余術」六卷、「語音雅俗語類」五卷、「和歌渚の松」二十卷、及び「尚武論」「武学問答書」「国字論」「声母論」「国星伝」「和漢奇文」等若干種あり、「学論」は全篇神儒仏の諸教を論じ、又和漢の学者を評し

て、卓見尠からず、啻に其学識の深広を証するのみならず、其思想の適実、其士気の剛俊を示して余りあり、今井上哲次郎の蔵本に就き、最も武士道に関係ある部分のみを抄録す、

『武士道叢書』「中巻」一五五頁・一五六頁

〔附録Ⅱ〕

一 観山先生名は俊仍字は旧貫観山は其号也、或は観梅道人と物に書付給へる事も有き。下野足利郡養命山の修験金剛院権大僧都俊恵といへるの子にて、母は前原氏なり。先生貞享三年丙寅十月八日野州に生れ、十四の歳江戸の処士松宮政種の養子と成て、松宮左司馬と称す。姓は菅原なるよし。上野氏を娶りて男子二人女子一人をまうく。宝暦五年乙亥先生齢七十に及ければ、家の事を男俊英に譲りて隠者となり、俗称を主鈴と改め、俊英を左司馬と呼しむ。翌丙子の八月俊英身まかりしかば、俊英がみなしご梅といへる十歳の女を沢田氏の子定俊に配せ、先生の孫にして、亦左司馬と名のらしむ。定俊は酒井善左衛門忠高の義弟として、此家に迎へられし也。安永九年庚子の春より、先生起居も自由ならず、食餌もやゝ減じて、老の病日々に通りければ、此たびを限りおぼし知りて、年ごろ撰まれし書籍のいまだ稿を脱せざりしかぎり、昼夜となく撰

り分て、これは永くとゞめよ。梓にも上せよ、是はやりすてよなど残る所なく定俊に遺囑し、既に簀を易るの夕に臨みぬれば、永訣の歌とて数十張自筆にしたゞめ、これを吾なくならん後に、親朋の徒、又は門人の中年来相なれて心識れる何某々がもとへ贈るべしとおきて、筆をさし置給へる日は同じ年の六月廿四日、九十五歳にして終り給ひぬ。

の高源院宗禪に葬り、法名を仰高院殿観山浄巖居士と申す。季雄等もかの永訣の一首を頒ち賜るべき遺命の員に数へおかれしよしにて、定俊のもとより贈られしかば、驚て沐浴し装束あらため、一炷の香を焼て、これを拝しよむに、

永 訣

ありはてぬこの世の名残今はとて

かき置く筆や形見なるらむ

観山菅俊仍

墨色のあざやかなる、筆画の正しき常ありしさまに聊違へる事のなきを見るさへ胸つぶる。頓て其月端に、先生の出身より終焉の期に臨むまでのあらましを書副て、一幅に表装し、年毎の忌日々に是を懸て、香花を□せ侍る。先生少き時北条流の兵法を安房守平氏長の季子新左衛門氏如守約先生と号すに就て学び玉ひしが、終に此流の宗師と呼ばれて諸侯幕士より四方の藩士に至るまで、從遊の徒千人に今少し足らずと語り玉ひしは宝暦の末の事なり。そもそもわが邦に古より伝へられる兵法の教を普く世に弘め玉へるは、先師氏長の功力いふにや及ぶ。されど寛永正保の際、戦

国を去る事いまだ遠からねば、文字の沙汰に於て精しくもあらざりしにや、伝書のたぐひ稽古に足らぬ事の多きを、先生は一世の宿儒にて、此学に思ひをひそめ玉ひし事七十余年、闕たるを補ひ、訛れるを正して、始て皇和の兵法は具足せり。後世の為に大なる貽ものならずや。先生の多能なる、文武の学に精密なりし事は更にもいはず、書画また和歌の道にすぐれて、自撰の歌書は渚の松外に家の集有り。国字にも楷字にも刊行する書卷は必親ら繕写し玉へり。また軍器古劍の識鑑に長じ玉ひて、此伎に家門を立る徒も、多く先生の一顧を得て真贋を定めぬ。其道の述書も若干有て、雄等も其伝を得たりしかば、写しもて家蔵とす。先生人となり謹厚廉潔、其志を立る所と諸生を教育するの旨趣は、かの学論數編、武学答問書、其余年来著し給へる多くの卷々に見えたり。さし向ひたるけはひ、威風おごそかにして、初入の門徒等或は畏縮の思ひをなすも多かりしかど、久しくなれ事へて、これを如何如何とあながちに問求ればつとつとにことわけし、教へ導て、いかなるおぼろけ事までもいなみとがめ玉ふ事のなかりしかば、終日座をくみて語るに、自ら嚴父なる事を忘れき。かの子夏の言に望之儼然、即之也温、聽其言也厲といへるにも似たるべし。かく有がたかりし人の名をいかで骨と共に朽くさん、文章に任たたる人におほせて行状かゝせ玉へと、今の柳園先生定俊の号なりのもとへ屢々申送りけるに、公に障る子細あれば、今しばし年立てこそとていそがれず、是は、明和の中ごろ、僧法忍の著述ふみかゞみといふかな冊子の序書玉へる事に就て、公の御とがめ蒙られしが、其御ゆるしなき身にて

失せ給ひしかば、例の謹厚なるが守りひかりよりして、遺命にもこそあらめ。文鏡の横禍は、あまねく世に知る所にして、公にもやむことを得ざる一時の権宜なりと聞えし。年立人うせ去て後、其德行美蹟を註して社中にこれを伝へん事、何の憚りか有べきと思ふ。いつか其時の至るにあはゞ、先生の状を草する人有て、其詳なる事を伝へんのみ。

左司馬俊英の字は子僑、号を麟亭と云。定俊の字は子微なり。

堀維孝著「堀少公の稿せる松宮觀山略伝」

『國學院雜誌』第三十六卷第十二号（國學院大學開設四十年記念

号・昭和五年十二月号）三十頁〜三十二頁

〔附録Ⅲ〕

一

觀山松宮俊仍先生自画自題之像 一幅

原図 觀山先生生家後裔栃木県足利郡三和村大字板倉字養命在前原

家（現戸主浩氏）藏

前原は先生生家の氏なり前原氏より出でて江戸松宮氏を冒す本図は延享四年（二四七〇）丁卯五月先生の自筆に係る自ら題して「介冑束身丹青伝神武

威体相懷義戴仁」と云ひ署して「丁卯仲夏菅俊仍六十二歳自画并題」と

云ふ菅は原姓菅原の謂なり落款は上を松宮とし下を字伯とす鎧甲を着用した

る画像は徳川時代の学者の画像として希なる所なり於是所謂学者外に存

する先生の本領を窺ふべし龍を打出したる錆地鍬形兜を戴き紺糸素懸威の鎧を着せられたり鉄錆地の両引合胴の正面には同じく龍の丸を打出す半太刀造朱鞘の大小を佩し右手に軍扇左手に巻物背に指物を負ふ而して容貌は面頬に隠れて唯だ眉目口唇のみを露はすここに言ふべからざる余韻あり儼として床几に踞せられたる姿勢武威凜然辺を払ふ実には崇拝渴仰措く能はざらしむるものあり因に指物は黄色の地に孤鶴奉書を銜へたる紋を藍色に描く是れ前原家伝来の二代將軍秀忠の親筆を幕府に献じて褒賞ありたる事を記念する意味の画紋といふ（伊藤武雄氏解説）

一

『松宮觀山集』「第一卷」

謝辞

本稿を纏めるにあたり、足利市板倉町の修験前原家の御当主の前原賢二氏、足利市文化財専門委員会委員長、元足利工業大学非常勤講師の菊地卓氏、那須塩原市文化財保護審議会会長の高根沢広之氏から並々ならぬ御助言、御指導を賜りました。厚く御礼申し上げます。

原稿受付日 令和2年2月19日